

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をこのに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 須三

政令第三百号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、子ども子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「養育里親」を「事業 養育里親」に改める。

第一条の二を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十一条及び第一百三十二条の規定

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）第四十一条の規定

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定

五 児童貢春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定

六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条の規定

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第六章の規定

八 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）第三十三条の規定

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）第三十七条の規定

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

第十四条第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項」を「認定こども園法第二条第六項」に改める。

第二十五条の七第一項中「法第二十一条の五の十五第一項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）医療型児童発達支援を提供するものを除く。」指定障害児入所施設（法第二十条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第一項第五号」に改め、「

第四十三条第一号中「児童福祉施設」の下に「の設置者」を加え、「第五十八条」を「第五十九条第一項」に、「その」を「法第三十五条第四項の」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 家庭的保育事業等を行う者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

第四十三条第一号中「児童福祉施設」の下に（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。）の設置者を加え、同号を同条第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又

（四）傳手を命ぜられたとき
第四十四条の一第一項中「都道府県又は」を削り、同条第一項中「都道府県又は」及び「都道府
県若しくは」を削り、同条第三項中「都道府県又は」を削る。
第四十五条の三第一項中「家庭的保育事業」に係る去第二十四条の十七「を「商品的保育事業」に係る

「第六十一条の七第三項」に改め、同条第六項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第七項中「並びに第五十五条」を「、第五十五条（法第五十五条）に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項」に改め、同条第八項中「。」と「」を

「と」に改め、「小規模住戸型児童養育事業」を削り、「都道府県を除く。」との下に、「法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」とを加え、「及び第六項」を削り、「の市町村」との下に、「、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるの

に第六十一條第二項第一号」と、第六十二條第一項とあるのは「第六十一條第一項」と、府県子ども・子育て支援事業支援計画とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」とを加え、同条第四項

都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」に改め、「と読み替えるも」を削り、同条第九項中「第三十四条の十七第一項、第二項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第二項」に改め、「及第十八の二第一項及び第二項」を「及第十八の二第一項及び第二項」に改め。

附則に次の一条を加える。
第五十二条 法附則第七十三条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十四条第七項	第三項	替える規定
附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替 えられた第三項	言の替えの規定

第三十二条第三項	第一十四条第三項
附則第七十二条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項	

第四十六条の一 第二項	第一二十四条第三項
	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項

(地方自治法施行令の一部改正)
第一条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七十三条第一項第一号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

替法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
項第二十四条第七項	第三項	第三項
項第三十一条第三項	第二十四条第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項
項第四十六条の二 第二項	同条第四項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項
項第一十四条第三項	第二十四条第四項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項

「第七百七十四条の二十六第一項中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、「検査」の下に「、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担」同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の經由」を加え、「第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同条第五項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第六項中「並びに第五十五条」を「、第五十五条（同法第五十一条第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項」に改め、同条第七項中「、」と「」を「、」と「」に改め、「小規模住居型児童養育事業」を削り「都道府県を除く。」と「の下に「、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と」を加え、「及び第六項」を削り「の市町村」と「の下に「、同条第八項中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十二条第二項第一号」と「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項」と「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」とを加え、「同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」を同法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第八項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改める。

第一百七十四条の四十九の二第一項第十一号中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改め、同項第十六号中「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十七号中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十八号中「第三十五条」の下に「及び第五十八条第一項」を加え、同項第二十六号を同項第二十九号とし、同項第二十五号中「第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設 同法第六条の三第九項から第十二項まで、第三十六条、第三十八条及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものを除く。)に係る同法第五十九条の規定による質問等に関する事務

町子ども・子育て支援事業計画」と、同条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設又は母子生活支援施設」と、「(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)」とあるのは「またに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第二項中「を加え、「同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」を「同法第五十六条の二第一項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「(保育所を除く。以下この条において同じ。)について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第一号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支援施設」と、「同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「同法第五十六条の八第三項中「市町長を経由し、都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、同法第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、「同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで(第二十九条の二を除く。)」とあるのは「第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」に改め、同条第三項中「第四十六条第四項」を「第三十五条第六項」に改め、「並びに」を削り、「及び」を「と」、「並びに」とあるのは「及び」に、「児童福祉施設」を「第四項の規定による児童福祉施設」に、「百七十四条の四十九の二第一項に」を「第四項の規定による第百七十四条の四十九の二第一項十八号に」に改め、「特定児童福祉施設」との下に、「第三十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八条の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」とを加える。

(生活保護法施行令の一部改正)

第三条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中第一十五号を第一十七号とし、第一十四号を第一十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

第四条の二中第二十三号の次に次の二号を加える。

二十六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第四条の二中第二十二号を第三十号とし、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 子ども・子育て支援法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第十項に規定する小規模保育事業(社会福祉法施行令の一部改正)

第四条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改定する。

二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(社会福祉法施行令の一部改正)

第五条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改定する。

別表第一六項八(3)中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第一百八十六号)の一部を次のように改定する。

第一条を次のように改める。

(特定社会福祉事業)

第一条 法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)第三十四条の十五第一項の規定による認可を受けた小規模保育事業

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第一項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十一年政令第四百一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成十七年法律第百一十三号」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)」を加え、「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七百七号)」を「、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七百七号)」及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に改める。

第十四条の二及び附則第三条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「、就学前の子ども手当の支給等に関する特別措置法」の下に「、子ども・子育て支援法」を加える。

(介護保険法施行令の一部改正)

第八条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百一一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十三号を第二十五号とし、第一十一号の次に次の二号を加える。

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第三十五条の五中第二十六号を第二十八号とし、第一十五号の次に次の二号を加える。

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十七 子ども・子育て支援法(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正)

第三十五条の二中第二十二号を第二十五号とし、第一十一号の次に次の二号を加える。

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第三十五条の四中第二十六号を第二十八号とし、第一十五号の次に次の二号を加える。

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十七 子ども・子育て支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第三十五条の四中第二十六号を第二十八号とし、第一十五号の次に次の二号を加える。

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十七 子ども・子育て支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第三十二条第一項中「指定障害福祉サービス事業者の下に」(療養介護を提供するものを除く。)を加え、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

二十一 児童養育・児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)

